

令との調整を図るものとする。

- 建築物その他の工作物は、その外観（形態・材料・色彩）が周囲の景観と調和したものとする。
- 屋外広告物等の工作物は、その形態・材料・色彩が周囲の景観と調和したものとする。
- 砂防事業等の安全確保の措置に関しては、景観との調和にも十分配慮しつつ進めるものとする。

2 現状変更等の取扱基準

第4節1において述べた現状変更等の考え方並びに自然公園法の許可基準及び伊勢志摩国立公園管理計画に定める事項を踏まえ、第2節において述べた保存管理の方法に沿った各地区の現状変更等の取扱基準を次のとおり定める。

(1) 立石崎地区

① 許可申請又は同意の協議を要する行為

i 建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）

建築物の新築、増築、改築については原則許可しない。ただし、宗教行為上必要なもの、既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

建築物は、原則和風の外観意匠とし、名勝の景観との調和を図り、以下の点に即して行うこととする。

- ・屋根は、特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、その色彩は暗灰色、暗緑色、焦茶色、黒色とする。
- ・壁面の色彩も、茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。
- ・空調室外機・ガスボンベ等の室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設置するか、又は建築物本体や周辺の景観に調和させるために、木製格子等の修景措置について工夫するものとする。

ii 工作物の設置、改修、又は除却（移設を含む。）

工作物の設置については、原則許可しない。ただし、宗教行為上必要なもの、既存の工作物の更新・改修（規模が同程度までのものに限る。）、風致維持その他樹木の管理として行われるもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。なお、現存する工作物のうち、景観を阻害している工作物は、更新時に除却し又は形状・色彩・規模において改良し、修景に努める。

各工作物の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・学術研究・防災・その他公益上必要なものとして設置する工作物は、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。
- ・市道及びそれに付随する工作物は、周囲の景観に馴染む形態・色彩とする。舗装

は土舗装若しくは脱色アスファルト舗装等、景観に最大限の配慮を行うものとする。富士見橋、禊橋については現状を維持し、更新の際は景観との調和を図りつつ適切に整備する。ガードパイプ等は、焦茶色に塗装したものとする。街路灯、ロックネット、ロックフェンス等も、焦茶色又は暗灰色とする。

・電柱は、原則木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦茶色とする。

iii 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更

土地の堀削、盛土、切土その他土地の形質を変更する行為については、原則許可しない。

ただし、宗教行為上必要なもの、風致維持その他樹木の管理として行われるもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

なお、立石（夫婦岩）の整備事業の実施にあたっては、必要に応じて学術的な調査を実施し、その成果を適切に踏まえるものとする。

安全管理上やむを得ない場合を除き法面の緑化を図り、周辺の在来植生と調和した植物を用いる。

iv 木竹の伐採及び植栽

木竹の伐採については、原則許可しない。ただし、宗教行為上必要なもの、病害虫の防除・風致維持その他樹木の管理として行われるもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

植栽を行う場合、原則在来種を用い、周囲の景観を損なわないようとする。

② 許可申請又は同意の協議を要しない行為

港湾・海岸管理者が実施する海浜の維持管理に関する行為、マツクイムシ被害木・枯損木の除去・伐採等は、「維持の措置」に該当するものとする。

台風・地震等の災害時にかかる安全確保のための応急措置については、現状変更における非常災害のために必要な応急措置に該当するものとする。

漁業活動、宗教的行為（夫婦岩大注連縄張神事、藻刈神事、夏至祭、例大祭、二見大祭しめなわ曳、浜参宮、郷中施等）及びそれらに付随する一連の行為、日常管理行為（冬期に設置される波除板、店舗営業時等の仮設看板等の設置、道路の見まわり、清掃・除草、流木・ゴミ等の除去、樹木管理のための枝払い・下刈り、病虫防除のための防除剤の樹幹注入・薬剤散布等の措置等）については、「保存に影響を及ぼす行為」のうち影響の軽微である場合に該当するものとする。

(2) 二見浦地区

① 許可申請又は同意の協議を要する行為

i 建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）

建築物の新築、増築、改築については原則許可しない。ただし、既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）、学術研究・防災・その他公益上必

要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

建築物は、原則和風の外観意匠とし、名勝の景観との調和を図るものとする。

また、アカウミガメの産卵が期待される地域であることから、海岸地域の人工照明によるウミガメへの産卵・ふ化に対する影響の軽減について（2003、三重県環境部）を参考にアカウミガメの生態への配慮に努めるものとする。

ii 工作物の設置、改修、若しくは除却（移設を含む。）

工作物の設置については、原則許可しない。ただし、既存の工作物の更新・改修（規模が同程度までのものに限る。）、風致維持その他樹木の管理として行われるもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

また、アカウミガメの産卵が期待される地域であることから、海岸地域の人工照明によるウミガメへの産卵・ふ化に対する影響の軽減について（2003、三重県環境部）を参考にアカウミガメの生態への配慮に努めるものとする。

なお、現存する工作物のうち、景観を阻害している工作物は、更新時に除却し又は形状・色彩・規模において改良し、修景に努める。

各工作物の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・二見浦公園の公園施設に関する工作物の設置は、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。なお、景観を阻害する車止め等の工作物は、更新時に除却し又は形状・色彩・規模において改良し、修景に努める。園路は砂浜をイメージする系統色で舗装し、駐車場部分は園内の緑化率を高めるため、緑化ブロックを用いることを基本とする。
- ・二見興玉神社参道に係る工作物は、すでに街なみ環境整備事業により美装化が行われているが、更新の際はこれまでの整備方針を踏襲し、景観との調和を図ることとする。
- ・海浜においては、利用者の安全確保及び養浜突堤等浸食防止のための工事、その他公益上必要と認められる工作物の設置以外は、原則許可しない。また、養浜突堤については、自然石で覆い、コンクリートを露出させないように努める。

iii 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質を変更する行為は、原則許可しない。

ただし、風致維持その他樹木の管理として行われるもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

防災工事として実施される養浜では、本来の砂浜に似た色彩のものにするように努めるものとする。

また、アカウミガメの産卵が期待される地域であることから、海岸地域の人工照明によるウミガメへの産卵・ふ化に対する影響の軽減について（2003、三重県環境部）を参考にアカウミガメの生態への配慮に努めるものとする。

iv 木竹の伐採及び植栽

木竹の伐採については、原則許可しない。ただし、病害虫の防除・風致維持その他樹木の管理として行われるもの、学術研究・防災・その他公益上必要と認められるもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

植栽を行う場合、原則在来種を用い、周囲の景観との調和を図り、適正に整備するものとする。特に、松並木の更新に当たってはクロマツを用いることとする。

また、アカウミガメの産卵が期待される地域であることから、海岸地域の人工照明によるウミガメへの産卵・ふ化に対する影響の軽減について（2003、三重県環境部）を参考にアカウミガメの生態への配慮に努めるものとする。

② 許可申請又は同意の協議を要しない行為

港湾・海岸管理者が実施する海浜の維持管理に関する行為、河口閉塞時の土砂採取行為、マツクイムシ被害木・枯損木の除去・伐採等は、「維持の措置」に該当するものとする。

台風・地震等の災害時にかかる安全確保のための応急措置については、現状変更における非常災害のために必要な応急措置に該当するものとする。

漁業活動、イベント（浜開き、二見七夕・星まつり、地引網等）の開催、日常管理行為（二見浦海水浴場の砂浜の手入れ、道路の見まわり、清掃・除草、流木・ゴミ等の除去、樹木管理のための枝払い・下刈り、病虫防除のための防除剤の樹幹注入・薬剤散布等の措置等）については、「保存に影響を及ぼす行為」のうち影響の軽微である場合に該当するものとする。

(3) 御塩殿地区

① 許可申請又は同意の協議を要する行為

i 建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）

建築物の新築、増築、改築については原則許可しない。ただし、宗教行為上必要なもの、既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

斎館（社務所）の建替においては、境内地の風致及び景観と調和するものとする。

ii 工作物の設置、改修、又は除却（移設を含む。）

工作物の設置については、原則許可しない。ただし、宗教行為上必要なもの、既存の工作物の更新・改修（規模が同程度までのものに限る。）、社叢の管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

既存のベンチや案内板等工作物の改修、更新を行う際は、境内地の風致及び景観と調和するものとする。

iii 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質を変更する行為については、原則許可しない。ただし、宗教行為上必要なもの、社叢の管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

iv 木竹の伐採及び植栽

木竹の伐採については、原則許可しない。ただし、宗教行為上必要なもの、社叢の管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

植栽を行う場合、原則在来種を用い、周囲の景観を損なわないようとする。

② 許可申請又は同意の協議を要しない行為

マツクイムシ被害木・枯損木の除去・伐採等は、「維持の措置」に該当するものとする。

台風・地震等の災害時にかかる安全確保のための応急措置については、現状変更における非常災害のために必要な応急措置に該当するものとする。

宗教行為（式年遷宮、荒塩奉製、御塩殿祭、御塩焼固等）及びそれらに付随する一連の行為、日常管理行為（清掃・除草、森林管理のための枝払い・下刈り、病虫防除のための防除剤の樹幹注入・薬剤散布等の措置等）については、「保存に影響を及ぼす行為」のうち影響の軽微である場合に該当するものとする。

(4) 音無山地区

① 許可申請又は同意の協議を要する行為

i 建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）

建築物の新築、増築、改築については原則許可しない。ただし、既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内の行為は、この限りでない。

なお、音無山は東海・東南海地震等の津波に対する防災上の観点から避難場所として想定されており、避難施設の整備は、周囲景観との調和及び自然環境の保全に努めるものとする。

建築物は、原則和風の外観意匠とし、名勝の景観との調和を図り、以下の点に即して行うこととする。

- ・屋根は、特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、その色彩は暗灰色、暗緑色、焦茶色、黒色とする。
- ・壁面の色彩は、茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。

ii 工作物の設置、改修、又は除却（移設を含む。）

工作物の設置については、原則許可しない。ただし、既存の工作物の更新・改修（規模が同程度までのものに限る。）、森林の管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小

限の範囲内での行為は、この限りでない。

なお、現存する工作物のうち、景観を阻害している工作物は、更新時に除却し又は形状・色彩・規模について改良し、修景に努める。

各工作物の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・音無山公園内の工作物については、原則現状を維持し、新たに設置する場合は、景観及び周辺環境に最大限配慮し整備を行う。
- ・保安林保護のための事業、防災上必要な事業及び国道維持のための事業は、必要最小限度の範囲で行うものとする。景観及び周辺環境に配慮した工法とし、在来種による緑化に努めることとする。
- ・道路構造物は、周囲の景観に馴染む形態・色彩とする。
- ・落石防護柵については、焦茶色又は暗灰色に塗装したものとする。
- ・電柱は、原則木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦茶色とする。
- ・街路灯は、焦茶色又は暗灰色とする。
- ・学術研究のために設置する工作物は、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。

iii 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更

土地の堀削、盛土、切土その他土地の形質を変更する行為については、原則許可しない。ただし、森林の管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

安全管理上やむを得ない場合を除き法面の緑化を図り、その際、周辺の在来植生と調和した植物を用いることとする。

iv 木竹の伐採及び植栽

木竹の伐採については、原則許可しない。ただし、森林の管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

植栽を行う場合、原則在来種を用い、周囲の景観を損なわないようにする。

② 許可申請又は同意の協議を要しない行為

マツクイムシ被害木・枯損木の除去・伐採等は、「維持の措置」に該当するものとする。台風・地震等の災害時にかかる安全確保のための応急措置については、現状変更における非常災害のために必要な応急措置に該当するものとする。

日常管理行為（清掃・除草、森林管理のための枝払い・下刈り、病虫防除のための防除剤の樹幹注入・薬剤散布等の措置等）については、「保存に影響を及ぼす行為」のうち影響の軽微である場合に該当するものとする。

(5) 賓日館地区

① 許可申請又は同意の協議を要する行為

i 建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）

建築物の新築、増築、改築については原則許可しない。ただし、庭園管理に必要なもの、既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。建築物は、原則和風の外観意匠とし、名勝の景観との調和を図るものとする。

ii 工作物の設置、改修、若しくは除却（移設を含む。）

工作物の設置については、原則許可しない。ただし、庭園管理に必要なもの、既存の工作物の更新・改修（規模が同程度までのものに限る。）、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

各工作物の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・庭園内の工作物は、原則現状の維持に努め、き損した場合には本来の価値を損なうことの無いよう適切に復旧・整備する。小公園、その他工作物も同様の取扱とする。
- ・市指定有形文化財である二見浦浴場石表は、現状の維持に努め、き損した場合は適切に復旧・整備する。

iii 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更

土地の堀削、盛土、切土その他土地の形質を変更する行為については、原則許可しない。ただし、庭園管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

iv 木竹の伐採及び植栽

木竹の伐採及び植栽については、原則許可しない。ただし、庭園管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要なもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。庭園内の木竹は、剪定・枝打ち等の適切な管理を行うとともに、枯損した場合には、同一樹種による更新に努める。

② 許可申請又は同意の協議を要しない行為

マツクイムシ被害木・枯損木の除去・伐採等は、「維持の措置」に該当するものとする。台風・地震等の災害時にかかる安全確保のための応急措置については、現状変更における非常災害のために必要な応急措置に該当するものとする。

イベント（おひなさまめぐり in 二見等）の開催、日常管理行為（清掃・除草、樹木管理のための枝払い・下刈り、病虫防除のための防除剤の樹幹注入・薬剤散布等の措置等）については、「保存に影響を及ぼす行為」のうち影響の軽微である場合に該当するものとする。

以上、地区ごとに定めた現状変更等の取扱基準を「表III－2 現状変更等の取扱一覧」に整理した。この一覧表では、許可又は同意が可能な行為、許可又は同意が不要な行為を掲載

している。

第Ⅲ章引用・参考文献

二見町役場『二見町史』1988

伊勢市二見総合支所『わが町 二見』2006

林野庁『松くい虫被害変動要因対策推進調査（その2）松くい虫被害変動防止システム調査報告書』2000・2001・2002

三重県『三重県レッドデータブック 2005 動物』2006

三重県環境部人と自然の共生チーム『海岸地域の人工照明によるウミガメへの産卵・ふ化に対する影響の軽減について』2003

角川書店『角川日本地名大辞典 24 三重県』1991

表Ⅲ－2 現状変更等の取扱一覧

許可申請又は同意の協議を要する行為※	立石崎地区				二見浦地区		御塙殿地区		音無山地区		賓日館地区	
	宗教行為上必要なもの	—	—	宗教行為上必要なもの	—	—	宗教行為上必要なもの	—	—	宗教行為上必要なもの	—	庭園管理に必要なもの
【現状変更】												
建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）	既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）	—	既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工作物の設置、改修又は除却（移設を含む。）	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—
【現状変更】	風致維持その他樹木の管理として行われるもの	既存の工作物の更新・改修（規模が同程度までのものに限る。）	既存の工作物の更新・改修（規模が同程度までのものに限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更	宗教行為上必要なもの	宗教行為上必要なもの	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—
木竹の伐採及び植栽	風致維持その他樹木の管理として行われるもの	社叢の保存・防災・その他の公益上必要なもの	社叢の保存・防災・その他の公益上必要なもの	—	社叢の保存・防災・その他の公益上必要なもの	—	社叢の保存・防災・その他の公益上必要なもの	—	社叢の保存・防災・その他の公益上必要なもの	—	社叢の保存・防災・その他の公益上必要なもの	—
【保存に影響を及ぼす行為】例）資材や塵芥等の残置等	宗教行為上必要なもの	病害虫の防除・風致維持その他樹木の管理として行われるもの	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—	宗教行為上必要なもの	—
現状変更等における維持の措置	港湾・海岸管理者が実施する海浜の維持管理に関する行為	個々の事案ごとに検討し、判断するものとする	個々の事案ごとに検討し、判断するものとする	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現状変更等における非常災害のために必要な応急措置	河口閉塞時の土砂採取行為	マツクイムシ被害木・枯損木の除去・伐採等	マツクイムシ被害木・枯損木の除去・伐採等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合	◇ 漁業活動	◇ 台風・地震等の災害時にかかる安全確保のための応急措置	◇ 台風・地震等の災害時にかかる安全確保のための応急措置	—	—	—	—	—	—	—	—	—
◇ 漁業活動	漁業活動	—	—	夫婦岩大注連縄張神事	式年遷宮	—	—	—	—	—	—	—
◇ 宗教（的）行為	祭刈神事	—	—	夏至祭	荒稚奉製	—	—	—	—	—	—	—
は	例大祭	—	—	二見大祭しづめわ曳	御鹽燒屋固	—	—	—	—	—	—	—
行	浜参宮	—	—	等及びそれらに付随する一連の行為	等及びそれらに付随する一連の行為	—	—	—	—	—	—	—
為	郷中施	—	—	浜開き	浜開き	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	二見七夕・星まつり	二見七夕・星まつり	—	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	地引網等	地引網等	—	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	道路の見まわり	道路の見まわり	—	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	流木・ゴミ等の除去	流木・ゴミ等の除去	—	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	樹木管理のための枝払い・下刈り	樹木管理のための枝払い・下刈り	—	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	病虫防除のための防腐剤注入・薬剤散布等の措置	病虫防除のための防腐剤注入・薬剤散布等の措置	—	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	定期に設置される波除板	定期に設置される波除板	—	—	—	—	—	—	—	—
等	—	—	店舗営業時等の仮設看板等の設置	店舗営業時等の仮設看板等の設置	—	—	—	—	—	—	—	—

※厳密には、「原則許可しないが、この表に掲げる行為のうち必要最小限の範囲内での行為は、この限りでないもの」を指す。